

安全データシート

作成日 2016年09月06日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ガスガシンチ (GASGACINCH)
供給者の会社名	株式会社ネオファクトリー
住所	千葉県千葉市花見川区犢橋町 2 0 6 5 - 1
電話番号	043-441-8082
FAX番号	043-441-8062
メールアドレス	info@neofactory.co.jp
緊急連絡電話番号	043-441-8082
推奨用途及び使用上の制限	自動車、バイク等の液体ガセット

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分2 自然発火性液体 区分外
健康有害性	急性毒性（経口）区分4 急性毒性（経皮）区分外 皮膚腐食性及び刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2B 生殖毒性 区分1A 生殖毒性 追加区分（授乳影響） 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分（中枢神経系） 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分（気道刺激性） 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分（麻酔作用） 特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分（中枢神経系、腎臓）
環境有害性	水生環境有害性（急性）区分2 水生環境有害性（長期間）区分2

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語
危険有害性情報

危険
引火性の高い液体及び蒸気
飲み込むと有害
皮膚及び眼刺激
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
授乳中の子に害を及ぼすおそれ
中枢神経系の障害
呼吸器への刺激のおそれ
眠気又はめまいのおそれ
長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、腎臓の障害
長期継続的影響により水生生物に毒性

注意書き
安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
熱、火花、裸火、高温の物などの着火源から遠ざけること。禁煙。
容器を密閉しておくこと。
涼しい所に置くこと。

応急措置

容器を接地すること。アースをとること。
 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。
 火花を発生させない工具を使用すること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
 妊娠中、授乳中は接触を避けること。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 環境への放出を避けること。
 火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。
 皮膚又は髪に付着した場合、直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。
 口をすすぐこと。
 飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。
 ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。
 漏出物は回収すること。
 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。
 施錠して保管すること。
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

保管

廃棄

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		C A S 番号
			化審法	安衛法	
トルエン	40%（代表値）	$C_6H_5CH_3$	第8-2	既存	108-88-3
ナフサ（水素処理、軽質）	40%（代表値）	特定できない	第9-1694	既存	64742-49-0
その他	20%（代表値）	特定できない	非公開	非公開	非公開

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第7条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）

トルエン（政令番号407）40%～50%
 石油ナフサ（政令番号330）40%～50%

化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）

第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）

トルエン（政令番号300）40%

4. 応急措置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
皮膚に付着した場合	直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。 皮膚を速やかに洗浄すること。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 ばく露又はその懸念がある場合は、医師の診断、手当てを受けること。
5. 火災時の措置	
消火剤	小火災：粉末消火剤、二酸化炭素、散水、耐アルコール性泡消火剤。 大火災：散水、水噴霧、耐アルコール性泡消火剤。
使ってはならない消火剤 特有の危険有害性	棒状注水。 極めて燃え易い：熱、火花、火災で容易に発火する。 蒸気は空気と爆発性混合気を形成する。 蒸気は着火源にまで達し、発火することがある。 蒸気は空気より重く、地面に沿って拡がり、低いところや密閉部分にたまる。 屋内、屋外又は下水溝で蒸気爆発の危険がある。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 水より軽い。 吸入や接触により皮膚や眼に刺激や炎症を起こすおそれがある。 火災時に刺激性、腐食性及び／又は毒性のガスを発生するおそれがある。 蒸気は、めまいや窒息を引き起こすおそれがある。 消火水が汚染を引き起こすおそれがある。
特有の消火方法	引火点が極めて低い：消火の効果がないおそれがある場合は散水を行なう。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 避難して安全な距離から消火すること。熱に晒されると、破裂して重度毒性蒸気又は分解生成物を放出することがある。 大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。これが不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 安全弁から音が発生したり、タンクが変色したときは直ちに避難する。
消火を行う者の保護	火災に巻き込まれたタンクから常に離れる。 空気式呼吸器（SCBA）を着用する。 防火服は火災時に限られた防護をするに過ぎない。
6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外は近づけない。 風上に留まる。 低地から離れる。

環境に対する注意事項		漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。 作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
封じ込め及び浄化の方法・機材		環境中に放出してはならない。 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 すべての発火源を取り除く。（近傍の喫煙、火花や火災の禁止。） 危険でなければ漏れを止める。 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。 少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。 漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
7. 取扱い及び保管上の注意		
取扱い	技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
	安全取扱注意事項	使用前に使用説明書を入手すること。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 容器を転倒、落下、衝撃を加える、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 妊娠中、授乳中は接触を避けること。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 空気中の濃度を暴露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 環境への放出を避けること。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。
	接触回避 衛生対策	
保管	安全な保管条件	保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当な溜め桝を設けること。 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。 禁煙。 酸化剤から離して保管する。 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。 容器は直射日光や火気を避けること。 施錠して保管すること。
	安全な容器包装材料	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）	
		日本産衛学会 （2015年版）	ACGIH （2015年版）
トルエン	20 ppm	50 ppm（188 mg/m ³ ） （皮）	TWA 20 ppm
ナフサ（水素処理、軽質）	未設定	未設定	未設定
その他	未設定	未設定	未設定

設備対策

防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
 密閉する設備又は局所排気装置を設置する。

保護具

呼吸器の保護具

送風マスク又は有機ガス用防毒マスクを着用すること。
 必要に応じて個人用呼吸器保護具を使用すること。

手の保護具

保護手袋を着用すること。

眼の保護具

保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用すること。

皮膚及び身体の保護具

不浸透性の保護衣を着用すること。
 必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状態
形状
色

液体
 粘稠液体
 白
 溶剤臭
 データなし
 データなし
 データなし
 88～99℃
 -7℃
 データなし
 適用されない
 データなし
 データなし
 >1
 0.75～0.85
 水に不溶
 データなし
 データなし
 データなし
 データなし

臭い

臭いのしきい（閾）値

pH

融点・凝固点

沸点、初留点及び沸騰範囲

引火点

蒸発速度（酢酸ブチル＝1）

燃焼性（固体、気体）

燃焼又は爆発範囲

蒸気圧

蒸気密度（空気＝1）

比重（密度）

溶解度

n- オクタノール／水分配係数

自然発火温度

分解温度

粘度（粘性率）

10. 安定性及び反応性

反応性

化学的安定性

危険有害反応可能性

情報なし

通常条件においては安定である。
 過剰な圧力又は熱を放出する危険有害な反応又は重合は起こらない。

避けるべき条件

熱、火花、裸火、静電気などの着火源。

混触危険物質

強酸、強酸化剤。

危険有害な分解生成物

一酸化炭素、二酸化炭素、塩化水素、種々の炭化水素類などの有害ガスが発生する。

11. 有害性情報

急性毒性

経口

GHS H302 Porter Manufacturing & Supply Co, LLC 社
 製品「CG 2003 Gasket Cement」SDS（2015.6.23）により、GHS：区分4「飲み込むと有害」に該当する。

	経皮	成分の急性毒性値は、トルエン12,000 mg/kg、ナフサ（水素処理、軽質）>2,000 mg/kg であり、混合物の急性毒性推定値が7,059.82 mg/kg のため、GHS：区分外に該当する。（混合物の20%は毒性が未知の成分からなる。）
	吸入（蒸気） 吸入（ミスト）	データ不足のため分類できない。 データがなく分類できない。
皮膚腐食性及び刺激性		トルエン、ナフサ（水素処理、軽質）が区分2で、区分2の成分濃度の合計が濃度限界（10%）以上のため、GHS：区分2「皮膚刺激」に該当する。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性		トルエンが区分2Bで、区分2Bの成分濃度の合計が濃度限界（10%）以上のため、GHS：区分2B「眼刺激」に該当する。
呼吸器感作性		データがなく分類できない。
皮膚感作性		データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性		データ不足のため分類できない。
発がん性		データがなく分類できない。
生殖毒性		トルエンが区分1Aで濃度限界（0.3%）以上のため、GHS：区分1A「生殖能又は胎児への悪影響のおそれ」に該当する。
		トルエンが追加区分（授乳影響）で濃度限界（0.3%）以上のため、GHS：追加区分（授乳影響）「授乳中の子に害を及ぼすおそれ」に該当する。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）		成分濃度が濃度限界（0.0%）以上の区分1の成分はトルエン（中枢神経系）であるためGHS：区分1（中枢神経系）「中枢神経系の障害」に該当する。
		トルエンが区分3（気道刺激性）で、成分濃度合計が濃度限界（10%）以上のため、GHS：区分3（気道刺激性）「呼吸器への刺激のおそれ」に該当する。
		トルエン、ナフサ（水素処理、軽質）が区分3（麻酔作用）で、成分濃度合計が濃度限界（20%）以上のため、GHS：区分3（麻酔作用）「眠気又はめまいのおそれ」に該当する。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）		成分濃度が濃度限界（0.0%）以上の区分1の成分はトルエン（中枢神経系、腎臓）であるためGHS：区分1（中枢神経系、腎臓）「長期にわたる又は反復ばく露による中枢神経系、腎臓の障害」に該当する。
		トルエン、ナフサ（水素処理、軽質）が区分1の成分濃度の合計が10%以上であるが、本製品の40℃における動粘性係数が不明なため分類できないとした。
吸引性呼吸器有害性		
1 2. 環境影響情報		
水生環境有害性（急性）		トルエン、ナフサ（水素処理、軽質）が区分2で、区分2の成分濃度の濃度合計が濃度限界（5%）以上のため、GHS：区分2「水生生物に毒性」に該当する。（本混合物の成分20%については水性環境有害性が不明である。）
水生環境有害性（長期間）		ナフサ（水素処理、軽質）が区分2（Porter Manufacturing & Supply Co, LLC 社製品「CG 2003 Gasket Cement」）で、区分2の成分濃度の濃度合計が濃度限界（5%）以上のため、GHS：区分2「長期継続的影響により水生生物に毒性」に該当する。（本混合物の成分20%については水性環境有害性が不明である。）
オゾン層への有害性		モントリオール議定書の附属書に列記されたオゾン層破壊物質を含まないため分類されない。
1 3. 廃棄上の注意		
残余廃棄物		廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

汚染容器及び包装	都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。	
	廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。	
1 4. 輸送上の注意		
国際規則	Regulatory Information, Transport by Sea	Complies with IMO.
	UN No.	1133
	Proper Shipping Name	ADHESIVES
	Class	3
	Packing Group	II
	Marine Pollutant	P
	Harmful Liquid Substances	Not Applicable
	Regulatory Information, Transport by Air	Complies with ICAO/IATA.
	UN No.	1133
	Proper Shipping Name	Adhesives
	Class	3
	Packing Group	II
国内規制	陸上規制	消防法の規定に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	1133
	品名	接着剤
	クラス	3
	容器等級	II
	海洋汚染物質	P
	有害液体物質	非該当
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	1133
	品名	接着剤
	クラス	3
	等級	2
特別の安全対策	輸送の前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを確かめる。 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。 移動の際に、転倒、衝撃、摩擦、圧壊、漏洩などを生じないようにする。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れを生じないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 運搬中の事故等により災害が発生した場合は、最寄りの消防機関その他の関係機関に通報すること。 重量物を上積みしない。 輸送時にイエローカードを携帯する。	
緊急時応急措置指針番号	128	

1 5. 適用法令

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 第 1 号、第 2 号別表第 9）（トルエン、石油ナフサ）

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 1 号、第 2 号別表第 9）（トルエン、石油ナフサ）

第 2 種有機溶剤等（施行令別表第 6 の 2 ・有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 4 号）（トルエン）

危険物・引火性の物（施行令別表第 1 第 4 号）

優先評価化学物質（法第 2 条第 5 項）（トルエン）

第 1 種指定化学物質（法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1）（トルエン）

特別管理産業廃棄物（法第 2 条第 5 項、施行令第 2 条の 4 第 1 号）（廃油）（引火性C未満の消防法引火性液体）

化審法

化学物質排出把握管理促進法（P R T R 法）

廃棄物処理法

労働基準法

疾病化学物質（法第 5 条第 2 項、施行規則第 35 条・別表第 1 の 2 第 4 号 1 ・昭 3 労告 36 号）（トルエン）

消防法

第 4 類引火性液体、第一石油類非水溶性液体（法第 2 条第 7 項危険物別表第 1）

船舶安全法

引火性液体類（危規則第 3 条危険物告示別表第 1）

航空法

引火性液体（施行規則第 194 条危険物告示別表第 1）

1 6．その他の情報

連絡先

株式会社ネオファクトリー

参考文献

NITE GHS 分類公表データ

EU CLP Regulation, Annex VI

RTECS

ECHA Registered Substances Database

Porter Manufacturing & Supply Co, LLC 社製品 CG
2003 Gasket Cement ⅠSDS 2015.6.23）

記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、現時点における化学又は技術に関する全ての情報が検討されているわけではありませんので、いかなる保証もなすものではありません。又、注意事項は、通常の取り扱いを対象としたものであります。特殊な取り扱いの場合には、この点のご配慮をお願いします。